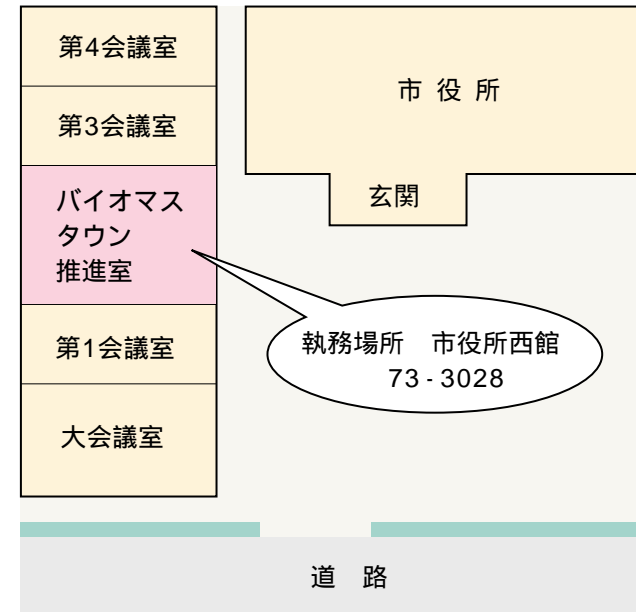


政策課で行ってきたバイオマスタウン構想推進事業と、環境衛生課で行ってきた新エネルギーセンター（仮称）建設事業を推進・実行するため、10月1日から新しく「バイオマスタウン推進室」を設置し、2つの事業をひとつの課で特化して進めることになりました。

バイオマスタウン構想推進事業とは

市内に約1,200ヘクタールの広がりを持つ竹林は、一昔前までは主要農産物のタケノコを生産し、農家経済のみならず地域に加工産業が発展するなど地域経済のけん引役としての役目を果たしてきました。



浄化槽設置補助の申請はお早めに

今年度の浄化槽設置補助の申請締め切りは、11月30日(火)です。
専用住宅に合併処理浄化槽を新たに設置する場合は補助金を10万円増額しています。
補助金額は、5人槽 50万円、40万円、7人槽 60万円、10人槽以上 70万円、60万円です。
()内は併用住宅の場合
単独処理浄化槽(専用住宅)の撤去費用額は、上限20万円まで補助しています。
撤去費用が20万円に満たない場合は、実際にかかった費用の千円未満を切り捨てた額。

、とも平成23年度までの期限付き事業です。
なお、販売および賃貸目的の専用住宅は対象外です。
問い合わせ 水処理課 72・5667

集落排水施設の使用人数の変更はありませんか？

集落排水施設の使用料は基本使用料と使用人数によって決まります。使用人数に変更があった場合は水処理課、環境衛生課または支所(三野、詫間、仁尾)へ使用人員変更届を提出してください(印鑑が必要)。
集落排水施設は、上高瀬第一地区(高瀬町)、大見地区(三野町)、大浜・瀧満・上新田地区(詫間町)、北草木地区(仁尾町)です。
問い合わせ 水処理課 72・5667

しかし、近年輸入タケノコの増加に伴い、次第にタケノコ生産は減少し、竹林の荒廃化が進むことにより、私たちの身近にあった里山の自然と生活環境への影響が指摘されるようになってきました。



▲使用期限が近づいてきている三観広域クリーンセンター

▲高瀬町、山本町、財田町で深刻化する荒廃竹林

また、一方、ごみ処理施設については、広域クリーンセンターの稼働期限である平成25年3月末日が間近に迫り、新しいごみ処理施設の検討が喫緊の課題となっています。

竹資源の事業化とごみの資源化を図るために

この二つの課題は、荒廃化した竹林を新しい産業創出の資源とできないか、生ごみについても、焼却して灰にしていたものを資源として再利用できないか、平成21年度に策定した「バイオマスタウン構想」は、このような考え方の下、竹やごみを資源として事業化し、それを地域振興に結び付けようとする計画です。

これまで「竹資源の事業化」は政策部、「新ごみ処理場の検討」は市民部で行ってきました。この両事業は、自治体が行う公共事業としてだけでなく、関係する民間企業の参加も視野に入れて検討しているもので、綿密な情報収集、調査活動などを踏まえ、実現可能な事業計画を持ち、その実現に向かって効果的に行動するなど、非常に難易度の高い事業となっています。

年度の途中ではありますが、これらの行政課題に対処するため10月1日をもって機構改革を行い、政策部の中に、主体的にこの事業に取り組み「バイオマスタウン推進室」を設置しました。

バイオマスタウン構想によって竹資源の事業化とごみの資源化を図るという方針の下、具体的な研究・検討を行い、事業化の実現に向けて本格的に取り組み体制を整備しました。

問い合わせ
バイオマスタウン推進室 73・3028

土地改良事業の申請を受け付けています

平成23年度の土地改良事業の申請を受け付けています。
詳しくは土地改良課へお問い合わせください。

採択要件および補助率

事業名	単独県費補助 土地改良事業	市単独補助 土地改良事業
事業主体	市、土地改良区	地区代表者
対象施設	農道、かんがい施設、ため池、ほ場整備、畑かん施設	
受益戸数	2戸以上	
事業費	100万円以上	農道、かんがい排水、ため池 20万円～120万円 畑かん施設 10万円～120万円
規模	(農道)幅員4m以上、その他補助要件を満たしていること	(農道)幅員2m以上 (畑かん施設)県営事業以上
補助率	県補助率 50% 市補助率 30%以内	農道、かんがい排水、ため池 50%以内 畑かん施設 65%以内

▶問い合わせ 土地改良課 73-3041

三豊市農業振興対策基金事業を拡充しました

これまでは、国・県の補助事業を対象にした基金事業でしたが、新しく市単独事業を追加しました。

事業名	補助率
農業経営規模拡大助成事業 農地の流動化を促進し、有効利用を図る	新規設定・所有権移転 20,000円/10a 再設定 10,000円/10a
不作付地解消自給力向上助成事業 不作付地・耕作放棄地の解消を目的とし、自給力の向上を図る	30,000円/10a
集落営農等農業振興団体活動促進事業(ソフト事業) 農業の発展のため活動を行う農業団体に対する支援	上限30万円/組織
集落営農等農業振興団体活動支援事業(ハード事業) 農業の発展のため活動を行う農業団体の取り組みに必要な機械等に対する支援	事業費の1/2以内(限度額200万円)
新規就農者活動促進事業(ソフト事業) 就農希望者の就農初期の研修等に対する支援	3万円/月または年間30万円のいずれか低い額
新規就農者活動支援事業(ハード事業) 認定就農者が経営を展開するために必要な施設等に対する支援	事業費の1/2以内(限度額150万円)

▶問い合わせ 農業振興課 73-3040